

# 納期内納付と滞納

## 自主納税

市税は、納税者の皆さまが定められた期限(納期限)までに、自主的に納めていただくものです。このことを自主納税制度といい、市税に限らず税金本来のありかたです。

## 市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。滞納になれば督促状が送られてきたり、本来納めべき税額のほかに延滞金を納めなくてはなりません。延滞金は、次の割合で計算します。

### ●延滞金の割合

| 期 間                        | 納期限の翌日から1か月間 | 納期限の翌日から1か月経過後 |
|----------------------------|--------------|----------------|
| 平成11年12月31日まで              | 年7.3%        | 年14.6%         |
| 平成12年 1月 1日から平成13年12月31日まで | 年4.5%        | 年14.6%         |
| 平成14年 1月 1日から平成18年12月31日まで | 年4.1%        | 年14.6%         |
| 平成19年 1月 1日から平成19年12月31日まで | 年4.4%        | 年14.6%         |
| 平成20年 1月 1日から平成20年12月31日まで | 年4.7%        | 年14.6%         |
| 平成21年 1月 1日から平成21年12月31日まで | 年4.5%        | 年14.6%         |
| 平成22年 1月 1日から平成25年12月31日まで | 年4.3%        | 年14.6%         |
| 平成26年 1月 1日から平成26年12月31日まで | 年2.9%        | 年 9.2%         |
| 平成27年 1月 1日から平成28年12月31日まで | 年2.8%        | 年 9.1%         |
| 平成29年 1月 1日から平成29年12月31日まで | 年2.7%        | 年 9.0%         |
| 平成30年 1月 1日から              | 年2.6%        | 年 8.9%         |

### ●福岡市納税お知らせセンター

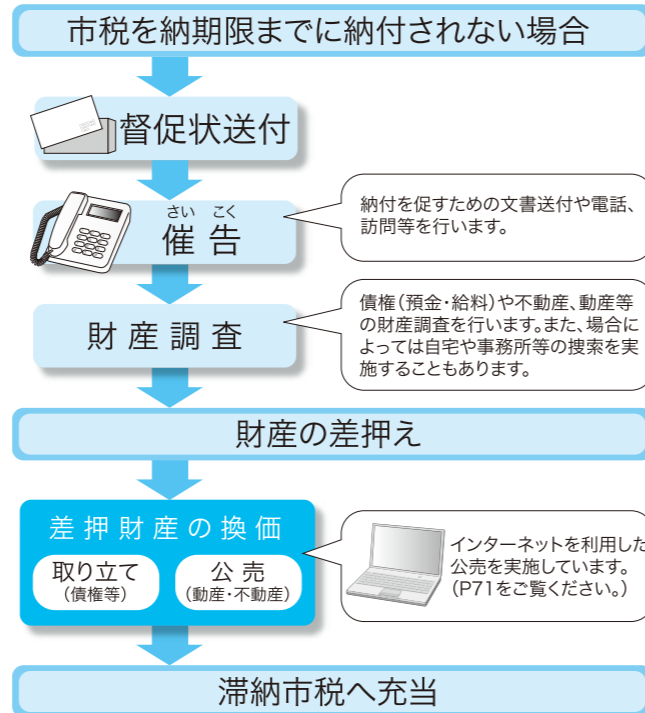
納期限を過ぎても市税の納付が確認できない方へ、オペレーターが電話で未納のお知らせ(納付の確認)や口座振替の加入を勧奨します。土・日・祝日や夜間(20時まで)にお電話を差し上げることもあります。

## 滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な市税を確保するために、やむを得ずその方の財産(給与、預金、不動産、動産など)を差し押さえることとなります。また、差し押さえられた後も特別の理由もなく滞納を続けられようと、財産を公売(取り立て)し、市税に充当することとなりますが、この一連の手続きを滞納処分といいます。

このように、市税を滞納すれば納税者にとっても不利益となりますが、市としても滞納整理のために費用を要することとなります。

市税の納期内納付にご協力ください。



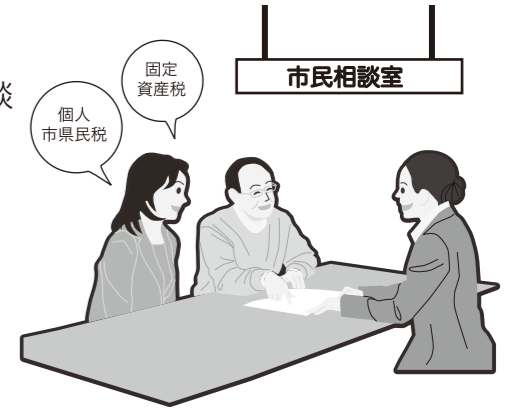
※一般的な滞納処分の流れを図示しているもので、個々のケースにより異なる場合があります。

# 市税に疑問があるとき

市税のことについて疑問があるときは各区役所に市民相談室を設置していますのでお気軽にご利用ください。税務相談には専門の税務相談員がお答えしています。

相談内容は次のとおりです。

- 個人市県民税に関する事
- 固定資産税に関する事
- その他の市税に関する事
- 市税の納税に関する事



# 不服申立て

市税の課税の決定や滞納処分などについて不服のある方は、市長に対して文書により審査請求をすることができます。

審査請求書は、正副2通を作成し、所管の区役所等(問い合わせ先はP87~88をご覧ください。)を經由して提出してください。主な処分に対する審査請求期間は、次のとおりです。

| 区 分      | 期間または期限  |
|----------|--|
| 市税の課税の決定 | 納税通知書または税額決定通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内                                   |
| 督 促      | 督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日 |
| 差 押 え    | 差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日                        |

## 行政訴訟(処分の取消訴訟)

市税の課税の決定や滞納処分などについての取り消しを求める訴訟は、審査請求に対する判決を経なければ行うことができません。(出訴期間は、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)

ただし、次の場合には審査請求の判決を経なくても訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき
- 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき

## 固定資産の評価額についての審査の申出

固定資産の評価額について不服がある場合は、福岡市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。(詳しくはP37をご覧ください。)